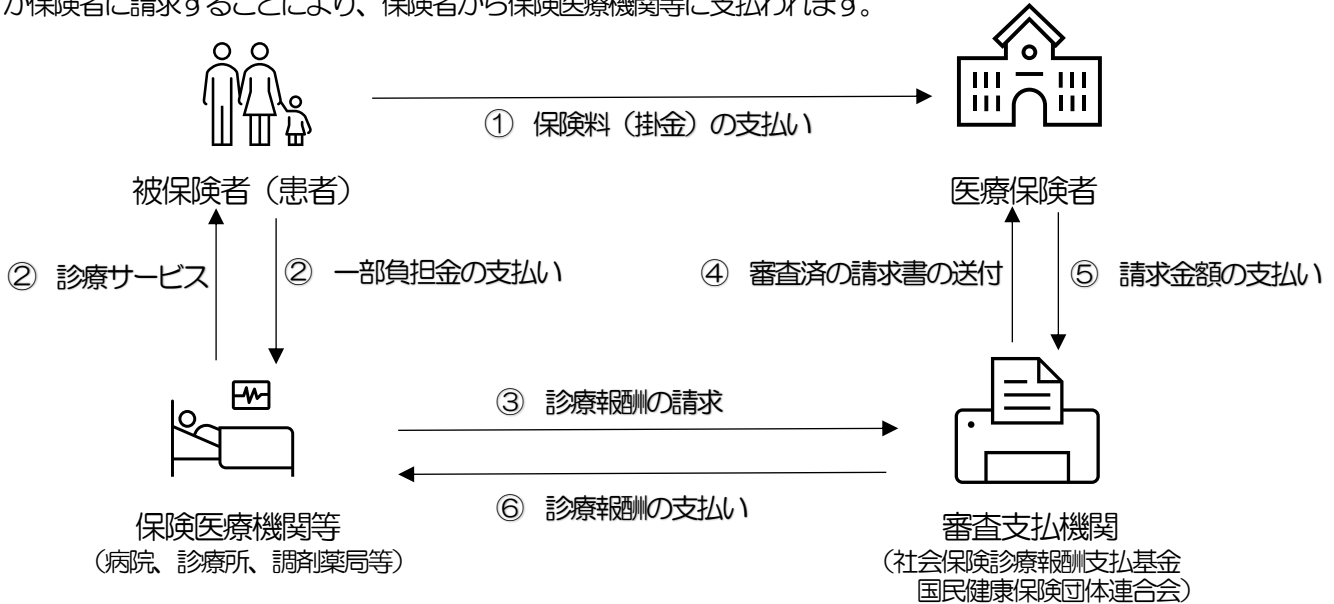


医療保険の概要 (保険診療の流れ等)

保険診療の流れ

被保険者は、保険者（全国健康保険協会等）に対してあらかじめ保険料を支払っておくことによって、病気やけがで診療を受けた際に保険医療機関等に窓口で支払う自己負担額が、その診療に係る医療費の1割～3割（年齢や収入により異なる）となります。診療に係る医療費から被保険者の自己負担分を除いた額（7割～9割）は、後日保険医療機関等が保険者に請求することにより、保険者から保険医療機関等に支払われます。



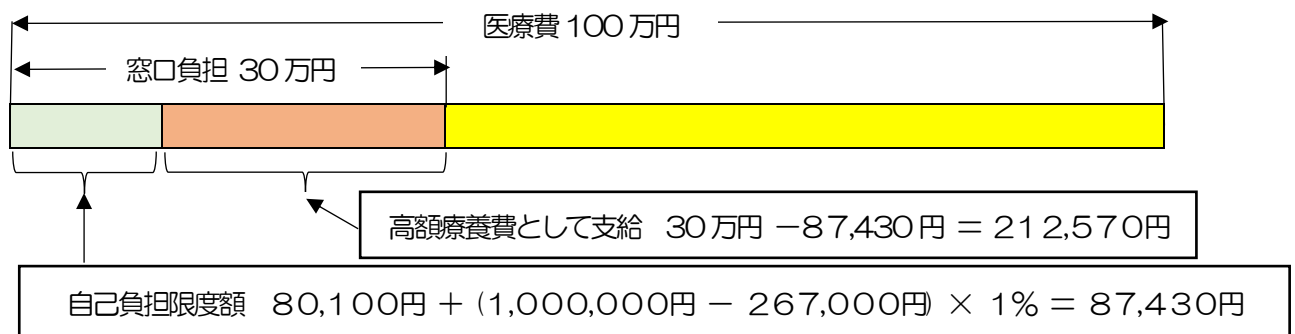
医療費の一部負担（自己負担）割合

	一般低所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	2割負担	3割負担
70歳	2割負担		3割負担
6歳 (義務教育就学後)	2割負担		

高額療養費制度の概要

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還される制度です。

(例) 70歳未満 (標準報酬月額 28万～50万円の方)



同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要）を合算することができる。この合算額が限度額を超えれば、高額療養費の支給対象となる。